

1.目的	泉中央駅前広場および泉中央駅前地区の活性化に寄与する利用に限るものとします。		
2.出店申込方法	当協議会ホームページにて随時公募します。HP内の事前申請フォームに入力の上、運営事務局宛に送信下さい。内容が不十分なものについては受付いたしません。※利用許可基準を明らかに満たさない場合、お断りのご連絡をさせていただく場合がありますので予めご容赦下さい。 <b>食品自動販売機の出店者はみやぎ仙台商工会中央東・中央西支部の会員に限ります。</b>		
3.許可基準	営業内容及び店舗意匠について仙台市及び当協議会による審査を行います。審査に当たっては、 ・公共の広場の活用趣旨に鑑み地域活性化に資する営業内容とし、公序良俗に反しないもの ・当広場および周辺施設内店舗等との親和性・集客力を配慮した業種・商品構成 ・当広場全体の美観形成への寄与および周辺環境との調和を意識した景観・意匠を総合的に勘案し、可否判断および一部制限を設けます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用のゴミ置場は設置しません。来店客のゴミは当該出店者が責任を持って処理してください。</li> <li>・店舗広場内の清掃は、拾い掃き・テーブルイス拭き上げ：1回/日、床面マシン洗浄：1回/2ヵ月としていますが、今後運用上変更する場合があります。</li> <li>・防犯カメラは、場内に3機設置設置しており、録画機能がついたものとなっています。また、警察等の要請に応じて映像を提出することがあります。</li> <li>・風紀衛生に留意し、浮浪者、非行等の兆候があれば出店者から積極的に声掛けにご協力ください。</li> <li>・災害時の避難場所は泉区役所前広場です。ペDESTリアンデッキ上を経由して避難誘導下さい。</li> <li>・広場全体は禁煙です。</li> <li>・広場にトイレはありません。地下鉄駅構内または周辺施設のトイレをご案内ください。</li> <li>・急病・怪我の場合は救急車を呼んでください。</li> <li>・広場内のペット持ち込み制限はとくにありません。（アリオ・セルバ・セルバテラスは不可です）</li> <li>・指定区画内のみでの営業とし、区画外に備品等を設置することはできません。尚、今後運用上の変更により、各店舗間の配置換え、区画自体の変更を行う場合があります。</li> <li>・来店客滞留により公共往来を妨げる恐れがある場合はベルトパーテーション等で整列を行ってください。</li> <li>・車両搬出入可能時間帯は、24：00～6：00とし、バスプール内の指定の道路切り下げ位置から行ってください。その場合、泉警察署より「道路通行許可」を受領し、警備員による誘導を行ってください。</li> <li>・食中毒の発生は当該店舗だけでなく店舗広場出店者全体の風評問題になります。保健所（泉区保健衛生課）の指導・要請を守り、出店者の責任において衛生管理を徹底すること。</li> <li>・商品内容の品質に伴う諸責任は出店者が負うこと。</li> <li>・給排水は共用スロップシンクより給排水すること。</li> <li>・各区画専用コンセント（1.5kw×2箇所）以外は利用しないでください。また、配線等が往来の危険にならないように措置してください。</li> <li>・各店のBGM等は任意ですが、周辺の迷惑にならないよう音量等に注意してください。</li> <li>・その他に関して運営事務局より指示があった場合は、それに従って下さい。</li> </ul>
4.利用料金	1区画あたり月額2.5万円（光熱費込）（消費税等別途）※更改する場合があります。但し、出店者の営業内容・設備等状況により別途増額となる場合があります。翌月分を当月末日までにお支払いいただきます。（当協議会口座へ銀行振込）。 <b>尚、お振込み手数料は出店者の負担とします。</b>		
5.用途・業種	物品（食品含む）販売・調理加工販売のいずれかとします。広場内および周辺施設内の店舗と業種、商品が重複する可能性がある場合は、禁止または調整する場合があります。		
6.店舗外装規制	食品自動販売機の外観は広場全体の美観形成へ寄与するもの、周辺環境と調和するものとするため、街全体の価値を高める潇洒な設え、洒落た品位のあるデザイン・意匠を目指して下さい。管理者名、連絡先住所、連絡先電話番号を食品自動販売機に記載して下さい。		
7.営業時間	24時間営業。 <b>但し、年に1度（8月予定）の法定点検時に一時停電となります。</b>		
8.許認可	主な許可は下記のとおりです。 ■道路占有許可証：当協議会にて取得済（泉区役所道路管理課） ■道路使用許可証：当協議会にて取得済（泉警察署交通課） ■通行禁止道路通行許可証：車両搬出入する場合は必要（泉警察署交通課） ■そうざい製造業許可証：惣菜類を製造し、卸売り販売をする際に必要（泉区役所保健衛生課） ■営業申請許可証：必須（泉区役所保健衛生課） その他の営業に必要な許可は、各出店者が取得するものとし、必要な許認可がないことにより営業が停止、損失が発生した場合でも、当協議会は一切責任を負いませんのでご留意ください。	13.表明・保証	<p>出店者は、借用期間中、出店者個人または法人の役員及び従業員並びに出店者の関連会社その役員及び従業員その他関係者（以下、総称して「出店者の関係者」という。）が暴力団等反社会的勢力ではなく、以下に掲げる事実は存在しないことを表明・保証することが必要です。</p> <p>①暴力団等反社会的勢力が出店者または出店者の関係者の経営に関与している。 ② 出店者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与している。 ③出店者の関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。</p>
9. 禁止事項	以下の事項を行うことを禁止します。 ①公序良俗に反する行為 ②騒音（大声も含む）、振動、悪臭、塵埃、その他一般通行者に迷惑をかける行為 ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為を行うこと。 ④出店の権利を第三者に譲渡または転貸等（店舗または事業を第三者（親族・従業員等含む）に譲渡・継承する場合も同様です。また、法人または団体の場合で、代表者の変更、事業内容や経営組織の実態の変更が発生した場合は速やかに届出の上協議とします。） ⑤広場内の一般歩行者の通行の妨げとなるような行為。 ⑥その他、広場の管理運営上、特に必要があると認めて禁止する行為	14.個人情報の取扱い	<p>個人情報の取扱いについては下記の事項をご確認の上、お申し込みください。</p> <p>①個人情報の取扱者：住商アーバン開発㈱（個人情報保護管理者：常務取締役） ②利用目的：泉中央駅前広場＜店舗スペース＞申込者・出店者への連絡 ③第三者への提供：記載された個人情報は、ご本人の同意なく第三者への提供はいたしません。 ④開示・修正・削除：お預かりした個人情報はご本人の情報に限り開示・修正・削除等をする事ができます。開示・修正・削除をご希望の方は、下記個人情報保護担当者までお問い合わせください。 ⑤お預かりする個人情報について：個人情報の内容に虚偽や不足または不備があった場合は、＜店舗スペース＞の利用申請・利用をお断りする事があります。 ⑥お問い合わせ：泉中央駅前地区活性化協議会 運営事務局（住商アーバン開発㈱事務所内） 個人情報保護担当者 TEL：022-371-0102</p>
10.利用承認の取消	以下の事項に該当する場合は、利用の承認を取り消す場合があります。 ①本出店利用規約に違反した場合 ②利用承認条件に違反した場合 ③利用料を所定の期日までに支払わなかった場合 ④偽りその他不正な手段により利用承認を受けた場合 ⑤公益上やむを得ない事由が生じた場合 ⑥広場において公益上の施策や事業を行うことになった場合 ⑦9.に規定する禁止事項を行った場合		上記利用規約に同意し、合わせて暴力団等反社会的勢力でないことの表明を行う為、以下に署名し、所轄警察署他官公庁へ照会することおよび情報提供等を行う場合があることを承諾します。
11.保険（写し提出）	食品自動販売機への保障、および営業上の行為によって来店客または第三者へ損害をかけた場合の損害賠償保険に加入してください。尚、食品自動販売機の破損、盗難があっても当協議会は一切責任を負いませんのでご留意ください。	出店者	<p>住所または所在 会社名または店名屋号 氏名または代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">◎</p> <p style="text-align: right;">生年月日 西暦 年 月 日生</p>
12.その他承諾事項	以下利用条件を承諾して申し込みしてください。 ・営業にあたっての共用ストック場所はありません。 ・店舗広場内の照明は、10：00～24：00まで点灯していますが、今後運用上変更する場合があります。 ・営業を休止・中止する場合は1か月前までに運営事務局へご連絡下さい。 ・食品自動販売機の釣銭補充、売上金回収、商品補充、保守・修理、その他食品自動販売機の維持管理に必要な事項は出店者が実施して下さい。 ・改装工事、設備更新、設備点検、保全作業等により停電が発生する場合、運営事務局より予め連絡致します。 ・店舗広場共用の椅子・テーブルが設置されています。来店客が使用したテーブルは当該店舗の出店者が責任をもって清掃してください。また、出店者または来店客が共用の備品・設備を棄損した場合は当該出店者に実費を請求します。	提出書類	<p><input type="checkbox"/> 利用申請書 <input type="checkbox"/> 出店利用規約 <input type="checkbox"/> 通行禁止道路通行許可証(写)…車両搬出入する場合</p> <p><input type="checkbox"/> そうざい製造許可（写） <input type="checkbox"/> 営業申請許可（写）</p> <p><input type="checkbox"/> 店舗動産保険等付保（写） … 食品自動販売機・第三者・食中毒への保障</p> <p><input type="checkbox"/> いずれかの身分証明書（写） （ 運転免許証 ・ 保険証 ・ 住民票 ）</p>